

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）及び6に掲げる手術件数

令和6年1月1日～令和6年12月31日

・区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	114
イ	黄斑下手術等	209
ウ	鼓室形成手術等	55
エ	肺悪性腫瘍手術等	10
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	236

・区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靱帯断裂形成手術等	182
イ	水頭症手術等	85
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	62
エ	尿道形成手術等	6
オ	角膜移植術	75
カ	肝切除術等	110
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	66

・区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	22
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	34
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	11
エ	母指化手術等	17
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	3
キ	同種死体腎移植術等	25

・区分4に分類される手術の件数	773
-----------------	-----

・その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		405
乳児外科施設基準対象手術		3
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		50
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術		237
経皮的冠動脈形成術		33
急性心筋梗塞に対するもの		2
不安定狭心症に対するもの		5
その他のもの		26
経皮的冠動脈粥腫切除術		0
経皮的冠動脈ステント留置術		52
急性心筋梗塞に対するもの		0
不安定狭心症に対するもの		3
その他のもの		49